



2の4の2.



公共高第400号  
平成17年 3月 4日

各 所 属 所 長 様

公立学校共済組合高知支部  
支 部 長 大 崎 博 澄

公立学校共済組合貸付規程高知支部  
施行細則の送付について

公立学校共済組合貸付規程の一部改正（平成16年6月29日付）等に伴い、平成17年2月7日付けで公立学校共済組合貸付規程高知支部施行細則の一部を改正しましたので、別添のとおり送付します。

記

1. 公立学校共済組合貸付規程高知支部施行細則の主な改正点

- (1) 住宅貸付け等の申込事由が修理の場合における完了報告書の添付書類を修理後の工事箇所の写真及び工事代金支払いの領収書の写しとした。
- (2) 完了報告書（様式第7号）の様式を定めた。
- (3) 住宅等の新築、増改築、修理、補修における添付書類の一部を変更した。  
(工事請負契約書又は工事費用見積書の写し→工事請負契約書の写し)

2. 実 施 日

平成16年 9月 1日

ただし、完了報告書の改正については平成16年7月1日から適用する。

公立学校共済組合貸付規程高知支部施行細則の一部改正 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第1条から第5条 (略)</p> <p>(完了報告書の添付書類)</p> <p><b>第6条</b> 住宅貸付け等の申込事由が修理の場合にあっては、修理後の工事箇所の写真及び工事代金支払いの領収書の写しを添えて完了報告書(別紙様式第7号)を支部長に提出しなければならない。</p> <p>(繰上償還)</p> <p><b>第7条</b> 借受人が臨時に未償還元利金の全部又は一部を繰り上げて償還する場合は、全額繰上償還申出書(別紙様式第8号)又は一部繰上償還申出書(別紙様式第9号)を支部長に提出し、次の表により行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 借受人が臨時に貸付規程第16条第6号に規定する償還猶予の取扱いにより猶予された償還金の全部又は一部を繰り上げて償還する場合は、猶予金繰上償還申出書(別紙様式第10号)を支部長に提出し、次の表により行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第1条から第5条 (略)</p> <p>(繰上償還)</p> <p><b>第6条</b> 借受人が臨時に未償還元利金の全部又は一部を繰り上げて償還する場合は、全額繰上償還申出書(別紙様式第7号)又は一部繰上償還申出書(別紙様式第8号)を支部長に提出し、次の表により行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 借受人が臨時に貸付規程第16条第6号に規定する償還猶予の取扱いにより猶予された償還金の全部又は一部を繰り上げて償還する場合は、猶予金繰上償還申出書(別紙様式第9号)を支部長に提出し、次の表により行うものとする。</p> <p>(略)</p>

公立学校共済組合貸付規程高知支部施行細則の一部改正 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(償還金の払込み) 第8条 (略)</p> <p>(その他) 第9条 (略)</p> <p>(以下 略)</p>	<p>(償還金の払込み) 第7条 (略)</p> <p>(その他) 第8条 (略)</p> <p>(以下 略)</p>

○住宅・住宅災害貸付申込書に添付する書類

共同住宅を含む マンション等 中高層住宅	申 込 事 由	必 要 書 類
	新築購入 (建設中のものを 含む)	①売買契約書の写し ②敷地の登記簿謄本(原本) ③確認済証の写し ④住宅の平面図
	中古購入	①売買契約書の写し ②敷地の登記簿謄本(原本) ③住宅の登記簿謄本(原本) ④住宅の平面図
住    宅	新 築	①工事請負契約書の写し又は工事費用見積書の写し ②敷地の登記簿謄本(原本)及び敷地の名義人の工事承諾書 ③確認済証の写し ④住宅の平面図
	増築、改築、移築	①工事請負契約書の写し又は工事費用見積書の写し ②敷地の登記簿謄本(原本)及び敷地の名義人の工事承諾書 ③住宅の登記簿謄本(原本) ④確認済証の写し ⑤住宅の平面図
	購 入	①売買契約書の写し ②敷地の登記簿謄本(原本)及び敷地の名義人の工事承諾書 ③住宅の登記簿謄本(原本)(新築中のもので未登記の場合は確認済証の写し) ④住宅の平面図
	修 理	①工事請負契約書の写し又は工事費用見積書の写し ②住宅の登記簿謄本(原本)及び住宅の名義人の工事承諾書 ③修理箇所の図面及び写真
	借 入 れ	①賃貸借契約書の写し ②住宅の平面図
敷   地	購 入	①売買契約書の写し ②敷地の登記簿謄本(原本) ③住宅新築工事に係る誓約書
	借 入 れ	①賃貸借契約書の写し ②住宅新築工事に係る誓約書
	補 修	①工事請負契約書の写し又は工事費用見積書の写し ②補修箇所の図面又は写真 ③市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災証明書 ④敷地の登記簿謄本(原本)及び敷地の名義人の工事承諾書
住宅災害貸付け及び貸付規程第8条第3項(住宅貸付けの特例)による住宅貸付けの申込人は上記に掲げる書類のほか、市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災証明書を添付すること。		

※ 上記の書類のほか実情に応じて、支部長が必要と認めた書類。

○住宅・住宅災害貸付申込書に添付する書類

共同住宅を含むマンション等中高層住宅	申込事由	必要書類
	新築購入 (建設中のものを 含む)	①売買契約書の写し ②敷地の登記簿謄本(原本) ③確認済証の写し ④住宅の平面図
	中古購入	①売買契約書の写し ②敷地の登記簿謄本(原本) ③住宅の登記簿謄本(原本) ④住宅の平面図
住    宅	新築	①工事請負契約書の写し(契約金額が150万円以下の場合、請書の写しでも可) ②敷地の登記簿謄本(原本)及び敷地の名義人の工事承諾書 ③確認済証の写し ④住宅の平面図
	増築、改築、移築	①工事請負契約書の写し(契約金額が150万円以下の場合、請書の写しでも可) ②敷地の登記簿謄本(原本)及び敷地の名義人の工事承諾書 ③住宅の登記簿謄本(原本) ④確認済証の写し ⑤住宅の平面図
	購入	①売買契約書の写し ②敷地の登記簿謄本(原本)及び敷地の名義人の工事承諾書 ③住宅の登記簿謄本(原本)(新築中のもので未登記の場合は確認済証の写し) ④住宅の平面図
	修理	①工事請負契約書の写し(契約金額が150万円以下の場合、請書の写しでも可) ②住宅の登記簿謄本(原本)及び住宅の名義人の工事承諾書 ③修理箇所の図面及び写真
	借入れ	①賃貸借契約書の写し ②住宅の平面図
敷   地	購入	①売買契約書の写し ②敷地の登記簿謄本(原本) ③住宅新築工事に係る誓約書
	借入れ	①賃貸借契約書の写し ②住宅新築工事に係る誓約書
	補修	①工事請負契約書の写し(契約金額が150万円以下の場合、請書の写しでも可) ②補修箇所の図面又は写真 ③市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災証明書 ④敷地の登記簿謄本(原本)及び敷地の名義人の工事承諾書
住宅災害貸付け及び貸付規程第8条第3項(住宅貸付けの特例)による住宅貸付けの申込人は上記に掲げる書類のほか、市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災証明書を添付すること。		

※ 登記簿謄本(原本)とあるのは、登記事項証明書(全部)の原本でも可。

※ 上記の書類のほか実情に応じて、支部長が必要と認めた書類。

# 完了報告書 (提出用)

公立学校共済組合 高知 支部長 様

下記のとおり貸付申込事由の新築等が完了したので、公立学校共済組合貸付規程第12条の規定により、必要書類を添えて報告します。

## 記

- 1 物件の所在地 \_\_\_\_\_
- 2 物件の概要  
 住宅 : 構造 \_\_\_\_\_ 階建 \_\_\_\_\_ 延床面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
 敷地 : 地目 \_\_\_\_\_ 面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- 3 完了(購入)年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- 4 登録名義人 (申込時の登記予定者を記入し、組合員との続柄をカッコ書きすること。)

共済区分	カードNo	職員番号	種別	貸付番号	事由	完了種別	完了年月日								
1	23 ~ 56	~	17	18	19	20 ~ 25	26	敷地	41	42	43	44	45	46	47
01	515					7	住宅	48	49	50	51	52	53	54	

貸付年月日	貸付金額	借受人氏名	完了予定	
			敷地	
			住宅	

所属所

氏名



## 添付書類

申込事由 (*印該当欄)	住宅 増改 修理 土地村 マンション 住宅 更地 底地 更地 底地 敷地 住宅のみ 他共済													
	新築	移築	倉庫等	購入	補修	購入	返済							
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	
必要書類	建物登記簿謄本・抄本の原本又は登記済証(権利証)の写し	謄本												
		抄本												
	土地登記簿謄本の原本又は登記済証の写し													
	領収書の写し及び写真													

(注) 登記簿謄本又は抄本とあるのは、登記事項証明書(全部)でも可。